

【用語の説明】

○ 特措法

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたもの

○ 新型インフルエンザ等

特措法及びそれに基づく行動計画等の対象とする感染症

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ・再興インフルエンザ)及び、感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症

<u>新型インフルエンザ</u>	新たに人から人に感染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ
<u>再興インフルエンザ</u>	過去に世界的に流行したインフルエンザで、現在の国民の多くが免疫を獲得していないことから、全国的なまん延により、生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの
<u>新感染症</u>	既知の感染症と病状、治療結果等が明らかに異なるもので、病状の過程が重篤で、まん延により生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるもの

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排せつ物等に濃厚に接触した場合に限られている。ヒトからヒトへの感染は極めて稀で、患者と長時間にわたり感染防止策を取らずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥。家畜伝染病法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○緊急事態宣言と緊急事態措置

緊急事態宣言 新型インフルエンザ等が国内で発生し、まん延の危険があると政府が判断した場合に行われる。(特措法施行令第6条で定める要件に該当する事態が発生したと認められるとき)

緊急事態措置 緊急事態宣言が行われている時に、国民の生命及び健康を保護し生活及び経済に及ぼす影響が最小限になるようにするため、区域・期間を決めて実施する措置のこと。

○特定接種と住民接種

特定接種 特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民の経済の安定を確保するために行うもの。政府対策本部長が、緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種(住民接種に先立ち開始)

【対象者】 ①「医療提供業務」又は「国民生活及び経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けている事業者(登録事業者)のうち、上記業務に従事する者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

住民接種 住民に対して行う予防接種で、市町村が実施主体となる。

※接種対象者を下記の4群に分類し、接種順位については、国が決定する基本的な考え方により行われる。

(1)医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者、妊婦)

(2)小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により接種が受けられない小児の保護者を含む)

(3)成人・若年者

(4)高齢者(65歳以上の者)

○要援護者

高齢者、障がい者等、新型インフルエンザ等が市内にまん延した際に、生活支援等が必要となる者(対象者は、地域防災計画における「避難行動要支援者」を基本とし、その他、インフルエンザ等がまん延することにより支援が必要となる者を含む。)

○業務継続計画(BCP)

事業者が、事業継続のための「重要業務(継続業務)」を選定するとともに、業務及び組織を継続するために「縮小・休止する業務」を記載するもの(業務継続計画の作成は、登録事業者として満たすべき基準の一つ)

※診療継続計画は、医療機関において新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めて作成するもの

○ **帰国者・接触者相談センター**

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等がある者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター(国の要請により、都道府県等が設置)

○ **帰国者・接触者外来**

新型インフルエンザ等の発生国から帰国した者又は患者と濃厚に接触した者で、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情において対応する医療機関を決定する。

○ **パンデミックワクチン**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ **プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン
(現在は、鳥インフルエンザ A(H5N1)のウイルスを用いて製造している)